

令和3年5月7日	開 会
令和3年5月7日	閉 会
令和3年5月	臨時会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和3年第3回(5月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	5月7日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決) 閉会

# 目 次

告 示 .....	1
応招議員・不応招議員 .....	1
<b>第1号（ 5月7日 ）</b>	
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員 .....	3
開 会 .....	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について .....	4
議長の辞職について .....	5
議長の選挙(所信表明) .....	5
副議長の辞職について .....	8
副議長の選挙(所信表明) .....	9
議席の一部変更 .....	10
常任委員の選任 .....	11
議会運営委員の選任 .....	11
特別委員会委員の選任 .....	12
川南・都農衛生組合議員の選挙 .....	13
西都児湯環境整備事務組合議員の選挙 .....	13
宮崎県東児湯消防組合議員の選挙 .....	14
報告第5号 専決処分の承認を求めるについて (川南町税条例等の一部を改正する条例) .....	15
報告第6号 専決処分の承認を求めるについて (令和2年度一般会計補正予算(第16号)) .....	16
議案上程・提案理由説明・議案質疑・討論・採決(議案第35号) .....	20
同意第1号 監査委員の選任について .....	23
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 .....	23
閉 会 .....	24

川南町告示第81号

令和3年第3回(5月) 川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年4月28日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 令和3年5月7日
- 2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	河野 禎明 君	2番	谷村 裕二 君
3番	中津 克司 君	4番	蓑原 敏朗 君
5番	徳弘美津子 君	6番	児玉 助壽 君
7番	福岡 仲次 君	8番	米田 正直 君
9番	内藤 逸子 君	10番	川上 昇 君
11番	河野 浩一 君	12番	竹本 修 君
13番	中村 昭人 君		

○ 不応招議員(なし)

# 令和3年第3回(5月)川南町議会臨時会会議録

令和3年5月7日 (金曜日)

## 本日の会議に付した事件

令和3年5月7日 午前9時00分開会

- |         |   |
|---------|---|
| 日程第1    | 諸般の報告について   |
| 日程第2    | 会期の決定について   |
| 日程第3    | 会議録署名議員の指名について(河野 禎明・谷村 裕二)                       |
| 追加日程第1  | 議長の辞職について   |
| 追加日程第2  | 議長の選挙について   |
| 追加日程第3  | 副議長の辞職について  |
| 追加日程第4  | 副議長の選挙について  |
| 追加日程第5  | 議席の一部変更について                                       |
| 日程第4    | 常任委員の選任について                                       |
| 日程第5    | 議会運営委員の選任について                                     |
| 追加日程第6  | 特別委員会委員の選任について                                    |
| 追加日程第7  | 川南・都農衛生組合議員の選挙について                                |
| 追加日程第8  | 西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について                             |
| 追加日程第9  | 宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について                               |
| 日程第6    | 報告第5号 専決処分の承認を求めるについて<br>(川南町税条例等の一部を改正する条例)      |
| 日程第7    | 報告第6号 専決処分の承認を求めるについて<br>(令和2年度川南町一般会計補正予算(第16号)) |
| 追加日程第10 | 議案第35号 財産の取得について                                  |
| 追加日程第11 | 同意第1号 監査委員の選任について                                 |
| 日程第8    | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件                              |

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

---

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。

ただ今から令和3年、第3回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控え室へ移動願います。

午前9時01分休憩

.....  
午前9時45分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄及び例月出納検査等の結果については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、河野 禎明君及び谷村 裕二君を指名します。しばらく休憩します。

午前9時47分休憩

.....  
午前9時50分再開

○副議長（福岡 仲次君） それではここで、議事の都合によりまして、これより私、副議長が議長に代わり、議事の進行を行いたいと思います。皆さんの御協力をよろしく願いいたします。

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

ただ今、議長、河野 浩一君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職について日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長の辞職について日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、河野 浩一君の退場を求めます。

お諮りします。

河野 浩一君の議長の辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、河野 浩一君の議長の辞職を許可することに決定しました。

河野 浩一君の入場を許可します。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、この際議長の選挙を日程に追加し、順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、中津 克司君及び蓑原 敏朗君を指名いたします。

議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、川南町議会基本条例第2条第2項に基づき、町民に分かりやすい議長の選出を行うことを目的とするものです。

あらかじめ、中村 昭人議員及び河野 浩一議員から所信表明の申し出がありますので、これを許可します。



まずはじめに中村 昭人議員の発言を許可します。

**○議員（中村 昭人君）** 本日は議長選挙にあたり、立候補への所信を表明させていただきます。まず初めに、議会は、執行機関と独立対等の関係に立ち、緊張感を持ち、相互に抑制均衡を保たなければなりません。また、財政運営の監視、批判を役目としながらも、執行機関と共に地域振興と住民福祉の増進を実現し、川南町の更なる発展に寄与することが求められていることは、言うまでもありません。この議会の大原則を踏まえて、この度の立候補にあたり、私は次の3つのことを訴えさせていただきます。1つ目に、議会の機能強化です。議員が住民との普段の生活を通して、自らの資質を高めるとともに、住民の声を政策提言に繋げるべく、政策形成及び立案能力の向上等を図るため、先進地に学び、広く各分野の専門家を招いた議員勉強会を積極的に行います。2つ目に、議会広報の充実です。政策提案から審査、決定、執行、評価に至るまでの論点、争点を広く町民に明らかにするよう、努めます。手段としては、議会だより、議会報告会はもちろん、議会中継カメラも非常に有効な手段です。また、私自身、様々な場面で議会を身近に感じてもらえるよう、分かりやすい言葉でお伝えをいたします。3つ目に、言論の府としての議論の活性化です。議員相互間の自由討議では、発言者は論点をしっかり示し、根拠に基づいた政策的な議論を尽くして、合意形成できるように導きます。また、議会を代表して、中立公正な職務遂行に努め、議会の品位を保持し、民主的で効率的な議会運営に努めます。以上、議会の機能強化、議会広報の充実、言論の府としての議会、この3つでございます。その他にも、議長に求められる役割及び技量は多岐に渡ると思います。また、私個人に対しては、若く、未熟であるとの御指摘もあろうかと思いますが、これまで、常任委員会の委員長、広報委員長等を務めさせていただきました。また、今、申しました3つのことは、平成29年3月に制定いたしました川南町議会基本条例に明記をしてあります。議会基本条例は、その理念を全議員で共有することにより、議員の構成に変更があっても、変わることはない、議会の基本姿勢を明らかにしております。前進しながらも、ときにこの基本姿勢に立ち返り、二元代表制の一翼を担う機関の代表者として、町民に信頼される議会作りに邁進していく所存でございます。どうか、皆様方の御賛同と御支持を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、私の所信表明といたします。ありがとうございました。

**○副議長（福岡 仲次君）** 次に、河野 浩一議員の発言を許可します。

**○議員（河野 浩一君）** 町議会議長立候補にあたり、私の所信を申し上げます。議会には、町の行方を決める議決と行政が正しく執行されているかを監視するという、2つの大きな役割があると思います。そのためには、活発、公平な議会活動が不可欠と考えます。白いものは白い、赤いものは赤いとはっきりと言える議会であるべきだと考えています。住民の意見を尊重した議会運営を目指したいと考えております。皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

**○副議長（福岡 仲次君）** ほかに、所信表明の発言はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、議長志望者の発言を終わります。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。これから開票を行います。

中津 克司君及び蓑原 敏朗君開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数13票。有効投票13票。

有効投票のうち、中村 昭人君 7票、河野 浩一君 6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

従って、中村 昭人君が、議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今当選されました中村 昭人君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承認されたものと認めます。

議長に当選された中村 昭人君を御紹介します。

ここで、御挨拶をお願いしたいと思います。

**○議長（中村 昭人君）** この度の選挙をもちまして、議長に就任する運びとなりました。6名の方の、私じゃまだ早いんじゃないかというようなお声もしっかりと受け止めて、議会のため、ですね、町民目線の議会を進行すべく頑張って参りたいと思います。よろしくお願いたします。

**○副議長（福岡 仲次君）** 以上で、副議長の職務は全部終了しました。ここで新議長と交代します。御協力ありがとうございました。

中村議長、議長席におつき願います。

しばらく休憩します。

午前10時08分休憩

.....  
午前10時10分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

ただ今、副議長 福岡 仲次君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、副議長の辞職についてを日程に追加し、順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、福岡 仲次君の退場を求めます。

お諮りします。

福岡 仲次君の副議長の辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。

〔 起 立 多 数 〕

起立多数であります。

従って、福岡 仲次君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

福岡 仲次君の入場を許可します。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、この際副議長の選挙を日程に追加し、順序を変更して、直ちに副議長の選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、徳弘 美津子君及び児玉 助壽君を指名します。

副議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、川南町議会基本条例第2条第2項に基づき、町民に分かりやすい副議長の選出を行うことを目的とするものです。

あらかじめ、竹本 修議員から所信表明の申し出がありますので、これを許可します。

**○議員（竹本 修君）** 副議長に立候補することに対し、一言申し上げます。この3月の定例会において、本年の当初予算が示されましたが、新たなるものが示され、時の流れを感じました。そのことは、この東児湯地区5町において、中学生を中心とした人材養成、発掘等の場を設けることでありました。各町同額の負担で地域の人材育成が目的であれ、我町の後継者、ひいては、人口減少の対応に良いのではないかと考えております。このような環境で勉強できたらと思います、副議長に立候補するものでございます。改めて、皆さんの御指導いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに、所信表明の発言はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、副議長志願者の発言を終わります。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。これから開票を行います。

徳弘 美津子君及び児玉 助壽君開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数13票。内、有効投票12票、無効投票1票。

有効投票のうち、竹本 修君11票、福岡 仲次君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

従って、竹本 修君が、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今当選されました竹本 修君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承認されたものと認めます。

副議長に当選されました竹本 修君をご紹介します。

ここで、御挨拶をお願いしたいと思います。

**○副議長（竹本 修君）** ただいま、選任されました竹本でございます。私も4期目ということで、あと残り2年という月日がありますが、精いっぱい頑張りたいという風に思っております。皆さんの御指導をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

**○議長（中村 昭人君）** しばらく休憩します。

午前10時23分休憩

.....  
午前10時24分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

議事日程について、お諮りします。

副議長の選挙に伴い、次の5件、追加日程第5、議席の一部変更について、追加日程第6、特別委員会委員の選任について、追加日程第7、川南・都農衛生組合議員の選挙について、追加日程第8、西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について、追加日程第9、宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について、以上を日程に追加し、一部順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、追加日程第5から追加日程第9までを日程に追加し、一部順序を変更して、直ちに議題とすることに決定されました。

追加日程第5、議席の一部変更を行います。議長・副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

河野 浩一君の議席を11番に、中村 昭人君の議席を13番に、福岡 仲次君の議席を7番に、竹本 修君の議席を12番にそれぞれ変更します。

変更した議席に着席を願います。

しばらく休憩します。全員、議員控室へ移動願います。

午前10時27分休憩

午前11時20分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、総務厚生常任委員に川上 昇君、中津 克司君、河野 禎明君、蓑原 敏朗君、徳弘 美津子君、竹本 修君を、文教産業常任委員に米田 正直君、内藤 逸子君、児玉 助壽君、谷村 裕二君、福岡 仲次君、河野 浩一君をそれぞれ指名いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時21分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

ただ今各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

総務厚生常任委員長に川上 昇君、同副委員長に中津 克司君。

文教産業常任委員長に米田 正直君、同副委員長に内藤 逸子君。

以上の方々が、それぞれ互選されました。

日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については委員会条例第6条第2項の規定によって、川上 昇君、米田 正直君、中津 克司君、内藤 逸子君をそれぞれ指名いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時23分休憩

.....

午前11時23分再開

会議を再開します。

ただ今議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会運営委員長に川上 昇君、同副委員長に米田 正直君が互選されました。

追加日程第6、特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議会広報編集特別委員会の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、竹本 修君、内藤 逸子君、米田 正直君、児玉 助壽君、川上 昇君、徳弘 美津子君をそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました方々を議会広報編集特別委員会に選任することに決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時24分休憩

.....

午前11時24分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

ただ今特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会広報編集特別委員長に竹本 修君、同副委員長に内藤 逸子君が互選されました。

続きまして、以前から設置しております議長を除く全議員で構成する人口問題対策調査特別委員会について委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前11時25分休憩

.....

午前11時25分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

ただ今特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

人口問題対策調査特別委員会の委員長に竹本 修君、同副委員長に福岡 仲次君が互選されました。

追加日程第7、川南・都農衛生組合議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

川南・都農衛生組合議員に川上 昇君、米田 正直君、内藤 逸子君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました川上 昇君、米田 正直君、内藤 逸子君を川南・都農衛生組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました川上 昇君、米田 正直君、内藤 逸子君が川南・都農衛生組合議員に当選されました。

ただ今、川南・都農衛生組合議員に当選されました川上 昇君、米田 正直君、内藤 逸子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第8、西都児湯環境整備事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。



指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

西都児湯環境整備事務組合議員に中村 昭人君、米田 正直君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました中村 昭人君、米田 正直君を西都児湯環境整備事務組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名いたしました中村 昭人君、米田 正直君が西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました。

ただ今、西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました中村 昭人君、米田 正直君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第9、宮崎県東児湯消防組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

宮崎県東児湯消防組合議員に中村 昭人君、川上 昇君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました中村 昭人君、川上 昇君を宮崎県東児湯消防組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました中村 昭人君、川上 昇君が宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました。

ただ今、宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました中村 昭人君、川上 昇君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

しばらく休憩します。このあと、執行部を入れる予定になっておるんですが、ちょっと時間の関係もありまして、今、入れて継続するのか、また午後から再開するのか、ちょっと集まりにも10分ぐらいかかるとすると、45分とかになってしまうと思うんですが、午後から再開でよろしいですか。どうですか、1時15分とか。まあ、教育課の関係もありますというところなんです。1時でいいですか。それでは、午後の会議は1時からとします。

午前11時32分休憩

.....

午後 1 時00分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第6、報告第5号専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（日高 昭彦君）** それでは報告いたします。報告第5号は、専決処分をいたしました川南町税条例等の一部改正につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第4号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、川南町税条例及び川南町税条例の一部を改正する条例の一部を改正したものです。改正の主なものは、軽自動車税環境性能割における臨時的軽減措置の9か月延長、軽自動車税種別割におけるグリーン化特例の2年延長、住宅借入金等特別控除の1年延長、扶養親族申告書等の電子提出の簡略化、地方税法改正に伴う条項のズレの調整などであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

**○議長（中村 昭人君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は臨時会につき、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論を行います。

報告第5号専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例等の一部を改正する条例）討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第5号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第5号専決処分の承認を求めるについて（川南町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定しました

日程第7、報告第6号専決処分の承認を求めるについて（令和2年度川南町一般会計補正予算（第16号））を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（日高 昭彦君）** 報告第6号は、専決処分をいたしました令和2年度川南町一般会計補正予算（第16号）につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,307千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,111,089千円とするものでございます。

それでは、主なものにつきまして、第1表の歳入から御説明いたします。地方譲与税2,295千円、地方消費税交付金99,106千円、地方交付税171,829千円、諸収入14,186千円、それぞれの増額は見込み増によるものであります。国庫支出金50,509千円、県支出金20,192千円の減額は、それぞれ事業等の完了によるものであります。寄附金72,000千円の減額は、ふるさと納税実績見込みによるものであります。繰入金35,482千円、町債82,879千円の減額は、それぞれ事業等の完了によるものであります。

次に歳出につきまして、御説明いたします。総務費は、226,466千円の増額で、財政調整基金積立金及び公共施設等整備基金積立金の増額であります。これから展開する諸政策や今後も厳しい財政状況が見込まれることから、その財源として積み立てるものでございます。民生費は40,700千円の減額で、重度障害者医療費助成費等の各項扶助費の減額が主なものであります。衛生費は、27,368千円の減額で、予防費委託料の減額が主なものであります。農

林水産業費は、57,646千円の減額で、農業振興費、園芸振興費及び畜産業費の各種事業等の実績見込みによる減額が主なものであります。商工費は、43,252千円の減額で、新型コロナウイルス感染症対策事業に伴う経済影響事業者支援金の減額が主なものであります。土木費は、8,130千円の減額で、道路維持費及び都市公園費の減額が主なものであります。消防費は、2,900千円の減額で、非常備消防費の減額が主なものであります。教育費は、20,142千円の減額で、文化ホール図書館空調改修工事が完了したことによる減額が主なものであります。災害復旧費は、2,021千円の減額で、委託料の減額が主なものであります。第2表繰越明許費補正は、通浜地区避難路整備工事の18,282千円の減額変更及び高速無線環境整備推進事業町負担金の当該年度内事業完了に伴う廃止であります。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

**○議長（中村 昭人君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 専決第5号令和2年度川南町一般会計補正予算（第16号）について伺いますが、この50ページの6款農林水産業費における6目畜産業費であります。これは3月の議会で補正予算をあげとったこの高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業費についてであります。当然これは家畜伝染病予防法において、この事業費については、10分の10予算措置がなされるわけですが、3月予算においては、そのバイオマス関係の県の補助金を目的外に流用した分と一般財源でこれを対応してきたわけですが、当然予算要求すれば、10分の10町に入ってくる財源になるわけですが、その県の予算措置に関する財源はどのような取り扱いをしたのか。

**○議長（中村 昭人君）** 暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

.....  
午後1時16分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** 答弁が遅れまして大変申し訳ございません。ただいまの児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。今回の鳥インフルエンザの予算につきましては、町内で発生しておりませんでその分で減額するものであります。発生した際には、この予算に県の方から交付金が充てられることになっております。なので、現在は町の単独予算ということになります。以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 課長が説明やったら確定しとらんかいち言いよったらよ、確定しとらん数字をよ、専決処分するこたでけんじゃねえですか。確定しとらんこの予算を専決処分できっとですか。

**○議員（児玉 助壽君）** 確定しちよっかい減額して予算計上しとっでしよ。したらこら、

また今度実際に確定したやつを6月の議会で専決処分であぐってこっですか。そうせんけりや、話の辻褄が合わんごつなるがよ、3月議会でも言うたごつ、そんわけんわからんような目的外流用したりするからですよ、予算が混同して、こういう状態になっと思っちゃんけんどん、こういう予算のなんをしようたらよ、近い将来、問題が起きることが予測されるわけですが、予算の原則ちゅうもんを守ってそのせん限りはよ、いかんち思っけんどん。そもそも国の予算措置がいくら予算措置がさるるかも出てこないかんわけですが、精算した場合。明確にこの予算書に記載すつとがよ、予算公開の原則ちゅうもんになるわけですが、公開の原則に著しく欠如しとらせんですか。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。3月末を持って、鳥インフルエンザが発生していないということで、予算を今回専決させていただきました。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（谷村 裕二君）** 3点ほどお伺いしたいと思います。まず、歳入の15ページですかね、下から3行目ぐらいですが、住宅使用料、町公営住宅家賃、これが100万ですかね、挙がっておりますが、これの具体的な要因というか、について御説明を詳しくしていただきたいということと、2点目は、25ページ特定寄付金ふるさと納税ですね、ふるさと納税7,200万の補正がしてあります。私としては、予算を増額補正をするのかなと非常に期待をしておりましたが、この7,200万円の減額補正についての要因を伺いたい。それから、3点目になりますが、55ページ商工業振興費の新型コロナウイルス感染症事業の経済影響事業者支援金これが3,100万補正ということですが、これについての原因、要因をお伺いしたい。以上、3点について、お伺いしたいと思います。

**○建設課長（大山 幸男君）** ただいまの谷村議員の御質疑にお答えいたします。14ページ13款1項4目土木使用料の3節住宅使用料ですけれども、107万9,000円の歳入の増でございますが、年間を通じて、豊原住宅、山本住宅、十文字住宅等のちょっと古くなった住宅等の空きがございます。当初15室ほどの空きを見込んでいたんですけれども、実際、10室ぐらいの空きであったということで、その分の使用料の増ということでございます。以上です。

**○会計課長（小嶋 哲也君）** 2点目の谷村議員の御質疑にお答えいたします。25ページの7,200万円ふるさと納税の減額でありますけれども、当初目標を10億円の寄付額で目標設定しておりましたが、非常に好調でしたので、補正で13億円まで増額でお願いしておりました。で、3月末で令和2年度分の寄付額が大体見えてきました。で、3月末現在で12億2,868万9,800円、まだ確定ではありませんが、大体この数字になってくると思いますので、今回減額したわけですが、ふるさと納税の場合は、寄付額があるのにですね、予算がないと寄附が受けられないという事態を避けるために多めに組んでおりましたので、減額ということで、お願いしたいと思っております。以上です。

**○産業推進課長（河野 賢二君）** ただいまの谷村議員の3点目の御質疑についてお答えしたいと思います。経済影響支援事業者支援金というのはですね、飲食店以外で新型コロナウイルス感染症による影響を前年度同時期に20%以上収入が減少している町内の商工業者全職種が対象になっております。予算計上した際に、予算の不足が出ないようにということで、かなり全業種対象に数字を挙げてたんですが、実際に20%以上減少していない業種もありまして、このような額になりました。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は臨時会につき、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論を行います。

報告第6号専決処分の承認を求めるについて（令和2年度川南町一般会計補正予算（第16号））討論を行います。

討論はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 専決第5号令和2年度川南町一般会計補正予算（第16号）について、反対の立場に立って討論いたします。先ほど議案質疑しましたとおりであります。確定していない予算を専決処分することを認めるわけにはいかんということです。こういうのを専決処分し、まかり通りよったら、議会そのものの資質を問われるものであり、よって本案に反対し、討論を終わるものです。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。

これから報告第6号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、報告第6号専決処分の承認を求めるについて（令和2年度川南町一般会計補正予算（第16号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

議事日程について、お諮りします。

追加日程第10、議案第35号財産の取得について（川南町立小学校学習用パソコン導入）、追加日程第11、同意第1号監査委員の選任についてを日程に追加し、一部順序を変更して、

直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、追加日程第10、追加日程第11を日程に追加し、一部順序を変更して、直ちに議題とすることに決定されました。

しばらく休憩します

午後 1 時29分休憩

.....  
午後 1 時33分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

追加日程第10、議案第35号財産の取得について（川南町立小学校学習用パソコン導入）を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（日高 昭彦君）** 議案第35号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、川南町立小学校学習用パソコン導入について、株式会社学教代表取締役上杉兼一氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

**○議長（中村 昭人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員（川上 昇君）** 議案第35号財産の取得について、川南町立小学校学習用パソコン導入の件なんですけど、先般、たしか4月29日だったと思います。地元紙の宮崎日日新聞に、川南町その他自治体もあったかと思ったり、宮崎市もあったかと思ったり。いくつかの自治体で、予定より遅れてパソコンの実際の導入といたしますかね、子どもに対する指導というんでしょうか、取組みが遅れるというそういう報道もありました。この件で、この財産取得の件で、その関係の影響と今後どのように考えていらっしゃるのか、そこをお尋ねします。

**○教育課長（山本 博君）** 川上議員の御質疑にお答えいたします。今回のパソコンの導入に対しまして、影響があるのかということでございますが、令和2年の方から2か年に渡って、導入をするということで計画をして、昨年度は、中学生、国中、唐中、1年生から3年生まで入れました。小学生は、5、6年生を全て入れまして、4年生は一部、そして

3年生以下は、今年度という形で計画をしておりますので、影響は全くないという風に考えております。今後は、今年8月末までに、パソコンを導入しまして、全ての児童生徒がパソコンを扱える状態になりますので、現段階では、まだまだ先生方も生徒にどういう風に教えていくのかというものが、模索また研修をしている状況でありますので、今後そういったソフト面をですね、充実していく必要があるという風に考えております。以上です。

**○議員（川上 昇君）** 今、答弁を伺いますと、何ら問題ないよと計画通り進んでますという風に聞こえるわけですが、じゃあどうして、先日の新聞報道があったのか、で、あの報道に対して、何%ぐらいの解決ができるのかその辺についていかがでしょう。

**○教育課長（山本 博君）** 川上議員の御質疑に再度お答えいたします。川南町ていうのが、宮崎市の後に出ましたので、私もあれと思ったんですが、元々国の方が急きょ令和元年にこういったGIGAスクール構想というものを打ちだして、早急に整備をなさいという風になってきました。このような取組みをしておりましたが、なぜ、出たのかというのは正直分からないところであります。いろんな近隣市町村の自治体を見ておりましたが、全然導入は、昨年度導入した自治体もありますが、うちより遅いところもあります。ただ、今現在導入しただけの状態です。今から、このタブレットを導入して生徒にいかに関活用していくかということが、今からであります。当初、国の方5年間の想定でしたが、補助金を令和2年度分しか、出さないという風に、いろいろ方針が転換しております。現場の方も戸惑っているところが、あります。そういったことから、全然問題はないという風に考えております。以上です。

**○議員（川上 昇君）** 改めて確認します。財産の取得の議案ですので、それについて、それに伴ってお聞きしているところなんですけど、この財産の取得の契約によって、パソコンが導入され、学校での取り組みというのは、川南町の教育委員会としては、予定通りの進捗状況ですよとそういう風に理解しとってよろしいでしょうか。

**○教育課長（山本 博君）** 再度、川上議員の御質疑にお答えします。予定通り2か年で入れるという町の方針でやりましたので、問題はないという風に考えております。以上です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 議案第35号についてお尋ねいたします。議案の題名については財産の取得についてとなっております。提案理由の説明では、契約を締結するためとってらっしゃるわけですけど、これは、現在結んでらっしゃるたぶん仮契約という名前で停止条件付契約を結んでらっしゃるのではないかと思うんですけど、契約のためにこの議案が出されたものなんですか。

**○財政課長（谷 講平君）** 蓑原議員の御質問にお答えします。仮契約の状況でございます。令和3年4月30日に仮契約の締結という現状でございます。一応、700万以上の物



品につきましては、議会にお諮りするということになっておりますので、議会に出してるような状況でございます。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 4月30日に仮契約を結ばれたと。これは、名前は仮契約ですけど、停止条件付の本契約なわけですよ。議会が認めたら本契約に移行しますよと。仮契約というものは、制度上はないわけですよ。社会通念上、仮の契約ですよという言い方をするんでしょうけど、それとこれ、追加提案で今日出てるんですけど、4月30日に契約結んでらっしゃるのなら、当初から、追加議案じゃなくて、当初から提案されても、良かったんじゃないかという疑問が残るんですけど、いかがなんでしょうか。

**○財政課長（谷 講平君）** 再度、蓑原議員の御質問にお答えいたします。今日の追加議案に提案してる状況なんですけども、議会運営委員会の方が28日の日に行われたと思うんですが、その日には、どうしても間に合わないという状況で、4月30日に仮契約の締結という風になったもんですから、今回の臨時議会に提出してるというような状況でございます。

**○議員（中津 克司君）** 議案第35号ですけれども、契約の方法、指名競争入札ということでもありますけれども、何社の競争入札なのか、入札率はいかほどか、それと3,069万ということですから、パソコン台数にして何台なのかお伺いします。

**○財政課長（谷 講平君）** 中津議員の御質問にお答えいたします。入札は、4月21日の日に行われまして、入札の参加した業者が6社、うち4社が辞退をしております。で、残りの2社で入札ということになっております。入札率につきましては、97.7%でございます。

**○教育課長（山本 博君）** 今回の台数であります、430台であります。以上です。

**○議長（中村 昭人君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午後1時45分休憩

.....  
午後2時10分再開

**○議長（中村 昭人君）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

議案第35号財産の取得について（川南町立小学校学習用パソコン導入）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第35号財産の取得について（川南町立小学校学習用パソコン導入）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第11、同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、谷村 裕二君の退場を求めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（日高 昭彦君）** 同意第1号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この同意案は、谷村 裕二氏を監査委員として選任したく地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

**○議長（中村 昭人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、同意第1号監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定されました。

谷村 裕二君の除斥を解きます。

ただ今監査委員に選任されました谷村 裕二君をご紹介します。

ここで、挨拶を頂きたいと思えます。

**○議員（谷村 裕二君）** ただいま選任をいただきましてありがとうございます。私は過去に代表監査委員を4年経験をしております。議員活動2年経過をいたしまして、新しく議員活動を経験した上で、新しい目でまた監査委員をやりたいという風に最近考えております。議員それぞれの各議員の意見、御提言そういうものを含め、監査の立場からまた新しい目で、監査というものを履行をしていきたいとそういう風に考えております。今後ともよろしくお願ひいたします。

**○議長（中村 昭人君）** 日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

お諮りします。

各常任委員会の町内所管事項の調査についてであります。先ほどから常任委員会が構成されましたので、その所管事項の調査を5月中に各常任委員会ごとに、4日以内の予定で行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、各常任委員会の所管事項の調査については、以上のとおり決定しました。

次に行政調査の件について、お諮りします。

所管事項調査とあわせて、それぞれ当面する問題についての行政調査を、各常任委員会ごとに行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和3年第3回川南町議会臨時議会を閉会します。

午後2時18分閉会

---